

## 令和 5 年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

選定した特定の事件（監査テーマ）

「持続可能な中山間地域等形成プログラム及び儲かる農林水産業加速化プログラムに関する財務事務の執行及び事業の管理について」

監査の結果等（要約）	措置状況
<b>【持続可能な中山間地域等形成プログラム】</b>	
<b>2 生活交通確保対策事業</b>	
<b>【意見 1 - 1】地方バスの運行事業者の生産性を向上させる施策について、更なる検討が必要である。</b>	
<p>令和 4 年度の国の地域公共交通確保維持事業による地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の対象路線に係る定量的な目標の達成率は約 95%にとどまっており、22 系統のうち 7 系統の収益改善率がマイナスとなっている上に、地域振興特定バス系統補助金の対象路線について、具体的な目標設定は明らかではない。</p> <p>本事業は、地域公共交通を確保するために重要な事業であることから、事業の目標設定及び目標達成のための施策は効果的になされる必要がある。</p> <p>制度変更により、令和 6 年度から地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の対象路線については、県の地域協議会ではなく、市町村に設置された法定協議会において協議を行うこととなるため、県が法定協議会に積極的に関与し、地域振興特定バス系統補助金の対象路線も含め、地方バス路線の生産性を向上させるための支援を行うべきと考える。</p>	<p>地域間幹線系統及び地域振興特定バス系統などの広域的・幹線的なバス路線については、国、市町村、事業者と役割分担しながら維持・確保するとともに、県民の公共交通利用を促進し、地域公共交通ネットワークの活性化を図ることとしている。</p> <p>また、令和 6 年度からの制度変更後も、地域住民や交通事業者等で構成する市町村の法定協議会に参画し、専門的・広域的な観点から必要な助言を行うことにより、県としての役割を果たしていくこととしている。</p>
<b>10 持続可能な中山間地域等形成事業</b>	
<b>【指摘事項 1 - 1】契約の締結にあたっては、可及的に競争性のある契約方法を検討する必要がある。</b>	
<p>業務委託に係る随意契約ガイドラインの「第 4 運用に当たっての留意事項」において、「(6)これまでに特命随意契約を行っている場合においては、前例や経緯、既成概念にとらわれることなく、競争性のある契約方法がとれないかを検討すること。」と定められていることから、契約内容が特殊であるとの理由で、安易に委託先を固定してはならないと思われる。</p> <p>委託先が限られるとの理由で特命随意契約</p>	<p>事業実施に必要な要件等を示し、技術提案型契約方式による競争性のある契約方法とすることとした。</p>

<p>としている契約については、競争性のある契約方法を検討する余地があると思われる。</p>	
<p><b>11 地域と暮らしの維持応援事業</b></p>	
<p><b>【意見 1-2】</b>本事業のうち補助金の交付がない事業について、積極的に補助金が活用される取組を検討する必要がある。</p>	
<p>本事業のうち、令和4年度には補助金の交付がない事業が複数あることを確認した。 補助金の交付がない事業についても、要望調査の段階では市から活用希望が出ており、スマート集落促進事業については、市町村から問い合わせを複数受けていること及び集落再編支援事業については、令和元年度から令和4年度まで年1回、集落の在り方を考えるシンポジウムを開催し、地域において、集住や集落移転を視野に入れた集落の在り方について検討する機運を醸成したことは認められるものの、補助金が積極的に活用される取組を検討する必要があると考える。</p>	<p>市町村担当者向け説明会等を開催し周知を図るとともに、令和6年度は、活用市町村による好事例の紹介や、商工会等関係団体への周知、地域づくりに関するシンポジウムでの周知により、活用促進を図った。</p>
<p><b>15 小中学生離島の魅力発見・発信事業</b></p>	
<p><b>【意見 1-3】</b>本事業の成果指標として、離島振興を担う人材や交流人口の増加数等を用いることを検討すべきである。</p>	
<p>本事業は、小中学生に対し、離島の魅力を伝える事業であり、中山間地域の活性化を図る上で重要な事業である。 事業の性質上、事業内容が夏のレクリエーションにとどまり、中山間地域の振興という本来の目的を果たせないおそれがある。 本事業の成果指標として、離島振興を担う人材や交流人口の増加数を用いることで、本事業が、中山間地域の振興に貢献していることを定量的に明らかにすることを検討すべきと考える。</p>	<p>本事業では、体験学習後に小中学生が記入した離島振興に関する提案書、絵日記等を、成果物として県に提出することを要件としているが、さらにアンケートを実施し、効果を測定した。</p>
<p><b>17(4) ワークーション・ニ地域居住等の推進事業</b></p>	
<p><b>【意見 1-4】</b>本事業の効果測定について検討する必要がある。</p>	
<p>本事業により、市町村に関係人口を受け入れるための官民連携組織が設立されたほか、特徴的なコワーキングスペースの設置が進むなど、県内において、関係人口の受入体制の整備が進んでいるという成果は認められる。 また、本事業により、直接的に移住・定住件数が増加するとの関係性はないことから、移住・定住件数を成果指標とすることは必ずしも適当ではない。</p>	<p>本事業の効果測定については、事業参加者へのアンケートのほか、地域のキーパーソン等の評価等を分析し、検証した。</p>

<p>しかしながら、本事業を通じた最終的な目標は、岡山県への移住・定住を促進することであり、移住・定住の促進と関連性のある成果指標を用いた上で、事業効果を検証する必要があると考える。</p> <p>そのため、本事業の効果測定について検討する必要があると思われる。</p>	
<p><b>【儲かる農林水産業加速化プログラム】</b></p>	
<p><b>2(2) 黒大豆枝豆産地力強化対策事業</b></p>	
<p><b>【意見2-1】生産者の所得向上を県として推進していくのであれば、現在の事業の内容及び予算配分について見直すことが望ましい。</b></p>	
<p>産地では、栽培者募集のチラシを配布するなど新規栽培者の確保を促進しているが、枝豆栽培に手間がかかることや農家の高齢化により、面積・生産者ともに減少傾向にある。</p> <p>予算額は少額であり、現状の事業の効果は限定的と言わざるを得ない。目標年度を事業実施年度の3年後としているが、現状の事業を継続しても効果は期待しがたいと考える。</p> <p>黒大豆生産者の所得向上を県として推進していくのであれば、事業の内容及び予算配分について見直すことが望ましい。</p>	<p>黒大豆生産については、気候変動による不作を主な原因として、所得向上ができていない。</p> <p>こうした状況の中、抜本的な対策をとるためには、新技術の確立などに期間を要することから、令和7年度事業は緊急的に単年で低収対策の取組を支援することとし、令和8年度以降に、生産者の所得向上につながる、より具体的な目標を設定して事業を新たに検討することとした。</p>
<p><b>7 産地ブランド育成事業</b></p>	
<p><b>【意見2-2】委託業務の効果について、年度ごとに慎重に検討し、次年度以降の委託の要否、委託金額の妥当性について検討することが望ましい。</b></p>	
<p>産地ブランド育成事業エキスパート派遣業務に係る業務委託は、委託金額が466万5,000円と高額であり、その費用対効果については、年度毎に慎重に検証を行い、次年度以降の委託の要否、委託金額の妥当性について検討することが望ましいと考える。</p>	<p>事業効果については、数年後に中・長期的な評価を行うこととしていたが、令和6年度からは、これまでの事業の費用対効果について検証を行った上で、より効果が上がるよう事業を実施することとした。</p>
<p><b>9(4) 新規就農者がっちりゲット事業</b></p>	
<p><b>【意見2-3】相談件数を増加させるため、広報や開催の在り方について検討すべきである。</b></p>	
<p>本事業は、関西圏から新規就農者を募ることを目的とする事業であって、事業の意義は認められる。</p> <p>しかしながら、他の事業と比較して一部の相談会の相談数は低廉となっており、広報や開催の在り方について改善の余地があると思われることから、これらの点を検討すべきと考える。</p>	<p>本事業は令和4年度に終了したが、同様の趣旨で実施する事業の広報活動については、検索連動型広告を実施し、関西圏でのナイター相談会の開催方法については、予約制によるオンライン相談とするなど広報や開催方法を見直した。</p>

<b>14(4) 農福連携普及啓発推進事業</b>	
<b>【意見2-4】農福連携普及啓発推進事業委託業務の委託先の選定について、プロポーザル方式を検討すべきである。</b>	
<p>農福連携普及啓発推進事業委託業務は、特命随意契約により契約を締結しているが、委託金額が100万円を超過することや事業の内容から必ずしも委託先が固定されるとは言えないと思われることを踏まえ、特命随意契約による必然性はないと思われる。</p> <p>そのため、農福連携普及啓発推進事業委託業務の委託先の選定については、プロポーザル方式を検討すべきと考える。</p>	<p>令和6年度から、契約方法を特命随意契約からプロポーザル方式に変更した。</p>
<b>14(6) 集落営農活性化プロジェクト促進事業</b>	
<b>【意見2-5】本事業に基づく補助金をより一層活用するため、広報を充実させる取組等について検討すべきである。</b>	
<p>本事業の予算に対する執行率は19%に過ぎず、補助金が十分に活用されているとは認められないと考える。</p> <p>本事業の意義に照らせば、集落営農の組織化を進めるためには、補助金は十分に活用されるべきである。</p> <p>そのため、広報の体制等を検証し、補助金の活用を進め、集落営農の組織化を進めるべきと考える。</p>	<p>令和6年度から、集落営農の組織化を支援する農業普及指導センター、農協等に会議等を通じて事業内容を十分説明し、集落営農組織に対し、事業の活用を周知した。</p>
<b>22(2) 農地中間管理機構農地集積推進事業</b>	
<b>【意見2-6】本事業の補助金をより一層活用するための取組について検討すべきである。</b>	
<p>本事業は、担い手への農地集積・集約化を加速し、生産コストの削減を目的とする事業であり、事業成果が認められることから、補助金は積極的に活用されるべきである。</p> <p>現状では、予算に対する執行率は約4%であり、執行率が高いとは言い難い。</p> <p>本事業の補助金に関する広報・周知活動を充実させるなど、補助金の活用を促す取組を検討すべきと考える。</p>	<p>事業の認知度向上に向け、県HP等で広く周知するとともに、市町村等の関係機関に対して会議等を通じて事業を説明した。</p> <p>また、今年度新たに、市町村等の関係機関が地域等へ説明しやすいように、事業一覧PR資料を作成し、市町村へ周知した。</p>
<b>25 晴れの国おかやまの林業就業促進事業</b>	
<b>【指摘事項2-1】本事業の成果をあげるため、委託の契約方式の見直しを含め、県の取組について検討すべきである。</b>	
<p>本事業は、特命随意契約により委託しているものの、その委託業務の内容を踏まえれば、</p>	<p>令和6年度から、契約方法を特命随意契約からプロポーザル方式に変更した。</p>

<p>委託先が限定されることは理解できる。</p> <p>本事業の委託金額は1,094万5,000円と高額である上に、相談窓口やガイダンスでの相談者数は低調であることを踏まえると、受託者に対して、積極的な取組を促す必要があると考えられる。</p> <p>受託者に対し、就業相談者を増加させるなど、新規就業者の確保について積極的な取組を検討することを促すために、岡山県としての対応（例えば、特命随意契約を締結するのではなく、プロポーザル方式による公募の実施又は特命随意契約を締結するとしても、受託先に積極的な取組の提案を求める等）について検討すべきと考える。</p>	
<p><b>【指摘事項2-2】本事業の成果をあげるため、委託の契約方式の見直しを含め、県の取組について検討すべきである。</b></p>	
<p>林業の新規就業者は、減少傾向にあることから、就業希望者を確保することは容易ではないものの、岡山県は新規就業者の確保に向けて、全力を尽くしていることが、監査の過程を通じて十分に理解することができた。</p> <p>本事業の委託金額は1,094万5,000円と高額であることから、一定の成果を確保することは、極めて重要である。</p> <p>林業が重要な産業であることを踏まえると、林業の新規就業者を確保することは、岡山県にとって重要かつ喫緊の課題である。</p> <p>こうした状況を踏まえ、本事業の委託先の選定方法や林業の新規就業者の確保に向けた積極的な取組について検討すべきと考える。</p>	<p>委託先からの提案により、令和6年度からSNSを利用した就業PR、おかやま就職応援センターの移住支援コーディネーターとの連携など、新規就業者確保に向けた新たな取組を行った。</p>
<p><b>26 林業担い手育成総合対策事業</b></p>	
<p><b>【意見2-7】新規就業者をより一層確保するとともに、離職者を減少させること等も考慮した積極的な取組を検討する必要がある。</b></p>	
<p>本事業の実施により、一定の林業就業者を確保できていることから、本事業の成果を認めることができる。</p> <p>将来にわたって岡山県の林業を持続的に成長させるためには、林業の就業者が増加傾向に転じることが望ましいことはいうまでもない。</p> <p>本事業の更なる成果を期待し、新規就業者を確保するとともに、離職者を減少させるための積極的な取組を検討すべきと考える。</p>	<p>令和6年度から新たな取組として、夏場の炎天下で負担のかかる下刈り作業に対する手当の一部を助成するなど、林業事業体による不安定な就労条件の改善や林業労働災害の防止対策を支援することで、定着率の向上を図った。</p>
<p><b>30(1) 6次産業化支援事業</b></p>	
<p><b>【意見2-8】本事業の補助金の更なる活用を促す取組について検討すべきである。</b></p>	

<p>令和4年度の補助金交付実績は1件であり、予算に対する執行率は35%にとどまっている。</p> <p>本事業の目的に鑑みると、補助金は積極的に活用されるべきであると思われることから、本事業の補助金の更なる活用を促す取組を検討すべきと考える。</p>	<p>本事業は、国の要望調査に合わせて年1回要望調査を実施していたが、広く事業を周知するとともに、円滑な事業申請を行うための準備期間を確保するため、従来の要望調査に加えて、事前に要望調査を実施した。</p>
<p><b>30(3) 6次産業化による地域ビジネス創出支援事業</b></p>	
<p><b>【意見2-9】おかやま6次化ふえを活用したオープンセミナーを積極的に開催するとともに、定量的な成果指標の設定を検討すべきである。</b></p>	
<p>おかやま6次化ふえを活用したオープンセミナーは、事業者とバイヤー、飲食店、ソムリエ等との交流会を開催することを内容とする事業であり、6次産業化を進める上で有効な事業と思われる。</p> <p>本事業が生き生きプランの定める県産農産物の首都圏販売金額及び輸出金額に貢献していることを明らかにするため、これらに関連した定量的な成果指標を設定することを検討すべきと考える。</p>	<p>本事業については令和4年度に終了したが、今後同様の事業を実施する場合は、定量的に把握できるような成果指標を設定し、事業の実施効果を検証することとする。</p>